第四条　第二条の表二の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～四　略］

五　健康保険法第八十七条第一項（同法第百十条第七項において準用する場合を含む。）の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による療養費若しくは家族療養費の支給の申請又は同法第百三十二条（同法第百四十条第二項において準用する場合を含む。）の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第十号及び第十一号を除き、以下この条において同じ。）による療養費若しくは家族療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

六　健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

七　［略］

八　健康保険法第百一条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百三十七条の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

九・十　［略］

十一　健康保険法第百六条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第百三十七条の日雇特例被保険者であった者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百十四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による家族出産育児一時金の支給の申請若しくは同法第百四十四条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）による家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

ニ　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る出入国関係情報

十二～十七　［略］

十八　健康保険法施行規則第三十八条の全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出に係る被扶養者に係る出入国関係情報

ヘ　当該届出に係る被扶養者に係る在留カード関係情報

ト　当該届出に係る被扶養者に係る特別永住者証明書関係情報

チ～ル　［略］

十九　［略］

第四条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

五　健康保険法第九十九条第一項の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による傷病手当金の支給の申請又は同法第百三十五条第一項の日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第九号及び第十号を除き、以下この条において同じ。）による傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

六　［同上］

七　健康保険法第百一条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者による出産育児一時金の支給の申請又は同法第百三十七条の日雇特例被保険者による出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法による出産育児一時金若しくは家族出産育児一時金又は出産費若しくは家族出産費の支給に関する情報

［新設］

八・九　［同上］

十　［同上］

［新設］

十一～十六　［同上］

十七　［同上］

［イ～ハ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

ホ～チ　［同上］

十八　［同上］